

確 約 書

三谷充（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 2,985,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受
けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲
渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により
報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告
の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することお
よび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が
正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

2024 年 9 月 9 日

甲

(住 所)
(氏 名)

金沢市

三谷 充



乙

(住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子



以 上

確 約 書

大和ハウス工業株式会社（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 746,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受
けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲
渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により
報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告
の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することお
よび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が
正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 9 日

甲 (住 所)
(名 称)
(代表者名)

大阪府北区梅田3丁目3番5号

大和ハウス工業株式会社

代表取締役 芳井 敬一



乙 (住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子



確 約 書

株式会社三谷サービスエンジン（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 746,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受
けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲
渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により
報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告
の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することお
よび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が
正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 9 日

甲 (住 所) 石川県野々市市御経塚3丁目47番地
(名 称) 株式会社 三谷サービスエンジン
(代表者名) 取締役社長 本村幸宏



乙 (住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子



確 約 書

住友不動産シスコ株式会社（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 671,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受
けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲
渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により
報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告
の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することお
よび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が
正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 9 日

甲 (住 所) 住友不動産シスコ株式会社
(名 称) 東京都新宿区西新宿 2 - 6 - 1
(代表者名) 代表取締役 利根川 智



乙 (住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子



確 約 書

ヤマトプロテック株式会社（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 373,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間において、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することおよび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2024 年 9 月 9 日

甲 (住 所) 東京都港区白金台5丁目17番2号
(名 称) ヤマトプロテック株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 大 幸 齊



乙 (住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子



確 約 書

吉川秀隆（以下「甲」という。）およびニッコー株式会社（以下「乙」という。）は、乙の発行する株券が上場する金融商品取引所（以下「取引所」という。）の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2024 年 9 月 10 日割当予定の乙株式 149,000 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である 2024 年 9 月 10 日から 2 年間に
おいて、本件株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受
けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲
渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、
直ちに、甲の氏名および住所ならびに当該譲渡の内容を取引所に書面により
報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を取引所に行うことおよび取引所が当該報告
の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合
には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確
認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、取引所の定める第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の
報告等に関する規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、
取引所に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力
を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに取引所にその写しを提出することお
よび取引所がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲および乙記名捺印の上、乙が
正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

2024 年 9 月 9 日

甲 (住 所) 東京都港区 [REDACTED]
(氏 名) 吉川 秀隆

乙 (住 所) 石川県白山市相木町 383 番地
(名 称) ニッコー株式会社
(代表者名) 代表取締役社長 三谷 明子

